

自家発 Q & A 59

自家発電設備の設置目的・用途に応じた法規制

「自家発 Q & A」では、これまで自家発電設備に対する法令による規制について解説してきました。

2月号では、自家発電設備の設置目的・用途に応じてどのような法令により規制されるのか、その概要について解説します。

Q 1

高度情報化社会を迎えるとともに、また近年は自然災害が多発し、それに伴い社会生活や経済活動において、電力の供給を使命とする自家発電設備の役割と重要性はますます大きくなっています。このようなことを背景として、自家発電設備の設置台数も増加傾向にあると思われますが、どのような目的・用途に基づき設置されているのでしょうか。

A 1

自家発電設備を設置目的・用途から分類すると、大きく、常時電力を供給する常用自家発電設備と、非常時のみ電力を供給する非常用自家発電設備に分けること

ができます。更に常用自家発電設備は表1、非常用自家発電設備は表2に示す種類に応じて、それぞれ細分化され、設置されています。

Q 2

表1、表2のとおり細分化された自家発電設備は、どのような法的な規制を受けることになりますか。

A 2

自家発電設備は、関係法令により設備の保安、防災、環境保全、労働災害の防止等の観点から様々な規制を受けます。図1は、主な関係法令による自家発電設備の種類に応じた規制の概要を示したものです。

電気事業法は設備（電気工作物）の保安、消防法及び建築基準法は防災、大気汚染防止法は環境保全（排ガス規制）、労働安全衛生法は労働災害の防止等の観点から、それぞれの法令が持つ固有の目的に基づき規制されています。

Q 3

表1に示す法令以外にも、法的な規制を受けることがありましたら教えてください。

A 3

表1に示す以外のものとして、環境保全では振動規制法や騒音規制法、設置工事では資格者を規制する電気工事士法と工事業者を規制する建設業法及び電気工事業法、また、エネルギー使用では省エネルギー法などが関係します。

引き続き3月号では、関係法令による規制内容として、自家発電設備に関する主な技術基準、届出、検査、点検等について解説します。

表1 常用自家発電設備

常用電源として様々な設備等に常時電力を供給するもので、次のとおり分類できる。

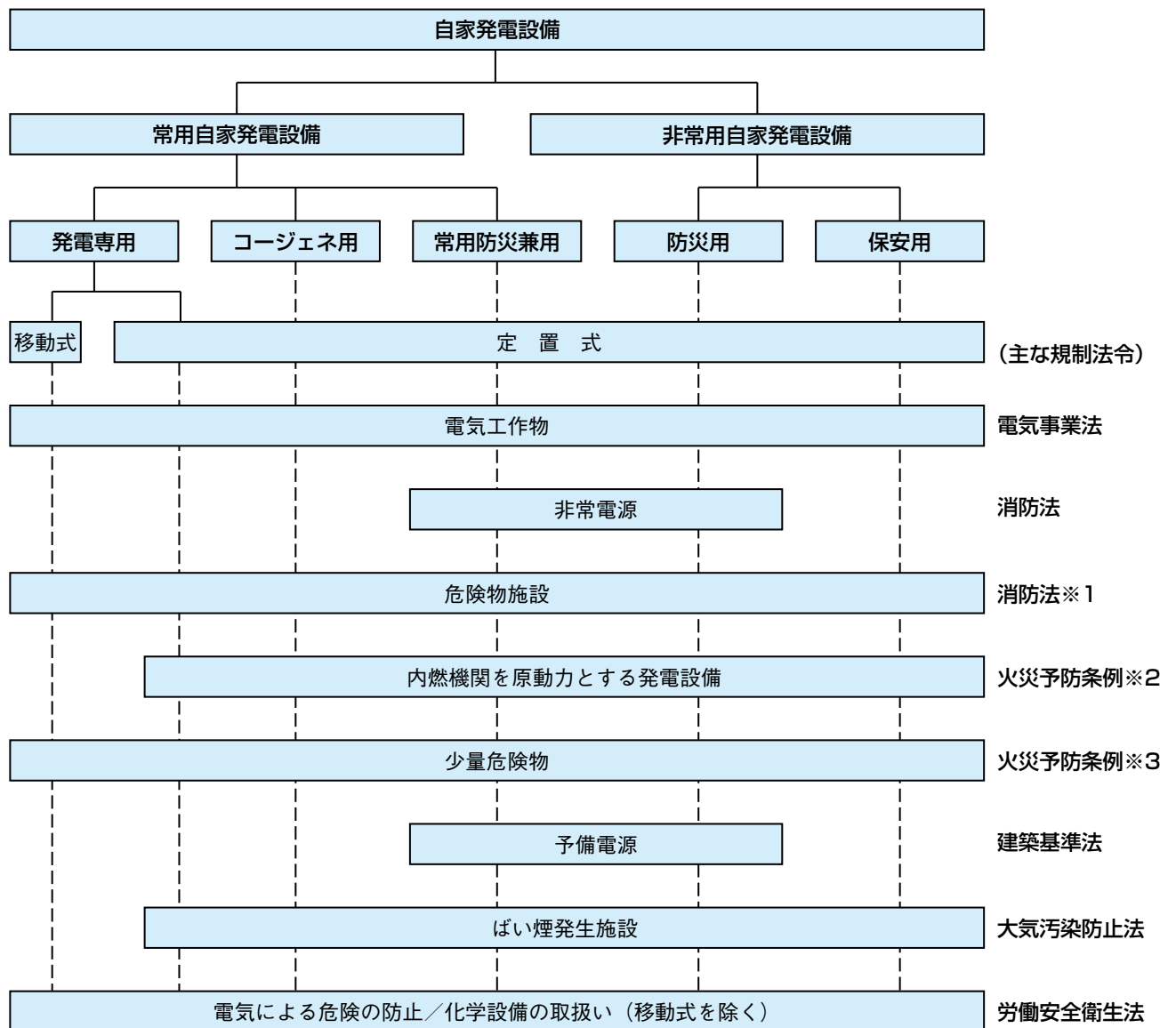
種類	設置目的・用途
発電専用	電力のみを供給する発電設備で、工場や事業場等に設置される定置式のものと、建設工事現場等で仮設電源として使用される移動式（可搬式）のものがある。
コージェネ用	電力とともに発電時に排出される熱を回収して供給するタイプの発電設備をいう。
常用防災兼用	常用電源として電力を供給するとともに、非常時には防災電源（※）としての機能も兼ね備えた発電設備をいう。

※消防法による消防用設備等の非常電源と建築基準法による建築設備の予備電源を総称して防災電源という。

表2 非常用自家発電設備

非常用の電源として停電時に様々な設備等に電力を供給するもので、次のとおり分類できる。

種 類		設置目的・用途
防災用	防災専用	防災電源として設置が義務づけられている防災設備（消防用設備等、建築設備）を対象に電力を供給する発電設備をいう。
	防災用・保安用共用	防災設備に加え、それ以外の設備等（一般照明、医療機器、コンピュータ等）も対象に電力を供給する発電設備をいう。
保安用		防災設備以外の設備等（一般照明、医療機器、コンピュータ等）を対象に電力を供給する発電設備をいい、これには災害時の安全確保や業務継続計画（BCP）に基づき設置されるものも含まれる。



※1 指定数量以上の危険物の貯蔵・取扱いに関する危険物施設として、消防法により規制される。
 ※2 発電設備は、使用に際して火災の発生のおそれのある設備として、市町村の火災予防条例により規制される。
 ※3 指定数量未満の危険物の貯蔵・取扱いに関する少量危険物として、市町村の火災予防条例により規制される。

図1 主な関係法令による自家発電設備の種類に応じた規制概要